

A scenic view of a traditional Japanese garden. In the foreground, a wooden bridge with a curved railing spans across a pond. A person is walking on the bridge. In the middle ground, there is a small island with several rounded, manicured bushes. The background features a traditional Japanese building with a thatched roof, surrounded by lush green trees and a fence. The overall atmosphere is peaceful and well-maintained.

令和2年度

「地域型住宅グリーン化事業」

一般社団法人香川県総合建設センター

# R1年度事業からの主な変更点

## 1. 高度省エネ型の分類の変更

- ・高度省エネ型

性能向上計画認定住宅

認定低炭素住宅

➡ 高度省エネ型

- ・高度省エネ型

ゼロ・エネルギー住宅

➡ ゼロ・エネルギー住宅型

# R1年度事業からの主な変更点

## 2. I期(事前枠付与方式)とII期(先着順方式)の運用の変更

- ・ I期(事前枠付与方式)

グループ採択日 ～ 10月30日まで  
10月30日時点で未使用の事前枠は失効

- ・ II期(先着順方式)

11月前半 ～  
長寿命型、ゼロ・エネ住宅型、高度省エネ型を  
未経験枠、制限なし枠の計6枠に分けて実施

I期中の未経験枠の未使用枠の残置は廃止

# R1年度事業からの主な変更点

## 3. 未経験枠(長寿命型・ゼロ・エネ住宅型)の 先着順方式の通年運用

I期配分の未経験枠をI期中に全て使い切った場合、  
同型の未経験枠のみI期中に先着順枠へ移行可能

未経験枠に加えて、同型の制限なし枠もI期中に全  
て使い切った場合、制限なし枠もI期中に先着順枠  
へ移行可能

# I 期中の配分を使い切った場合の 活用方法のイメージ

	長寿命型			ゼロ・エネルギー型		
未経験枠	使い切った	使い切った	使い切っていない	使い切った	使い切った	使い切っていない
制限なし枠	使い切っていない	使い切った	使い切った	使い切っていない	使い切った	使い切った
	▽	▽	▽	▽	▽	▽
I 期中の 先着順方式への 移行	可 (未経験枠のみ)	可	不可	可 (未経験枠のみ)	可	不可

↑ 未経験枠を使い切ったら先着順方式に移行可 ↑

**(注意)** “使い切った”とは  
申請ツール登録で配分額を使い切り、実施支援室に交付申請後  
全てが受付となった時点。実施枠ごとに判断します。

# I 期中の配分を使い切った場合に 活用可能な予算額

	未経験枠	制限なし枠
長寿命型	I 期の未経験枠の配分額と同額	I 期の未経験枠の配分額の半額 (ただし上限(100万円)の倍額に 満たない額は切り捨て)
ゼロ・エネルギー住宅型	I 期の未経験枠の配分額と同額	I 期の未経験枠の配分額の半額 (ただし上限(125万円)の倍額に 満たない額は切り捨て)

# R1年度事業からの主な変更点

## 4. 採択通知日より前に着工していないことの 確認方法の変更

更地写真以外の確認方法も選択可

- ① 採択通知日以降の着工前の現地写真
  - ② 採択通知日以降に交付された「確認済証」
  - ③ 採択通知日以降に認定申請した「認定通知書」\*
- \* 長寿命型、高度省エネ型のみ

# R1年度事業からの主な変更点

5. 地域材加算を受けない住宅は、地域材確認書類の提出を簡略化します。

下記の書類は地域材加算を受ける場合のみ提出

- a) 採択を受けた「地域材」供給する構成員が当該地域材の取扱事業者として認定を受けていることがわかる資料
  - ・合法木材事業者認定書の写し等
- b) 補助事業者宛に地域材を証明する書類
  - ・地域材の証明書の写し
- c) 補助事業者宛に木材を納品したことを示す書類
  - ・木材の納品書、出荷証明書等の写し

# R2.申請ツール、交付申請スケジュール

配分方式	申請ツール登録期間		交付申請の提出	交付申請提出期限(必着)
事前枠付与方式	I期	R2.7月20日(月) (予定) ~ R2.10月30日(金)	申請ツール登録後	R2.11月30日(金) 必着
先着順方式	I期	採択時の配分を使い切った日* ~ R2.10月30日(金)	申請ツール登録後	申請ツール登録後 30日以内  但し、最終は R3.1月29日(金) 必着
	II期	R2.11月前半 ~ R3.1月29日(金)		

※実施支援室において交付申請書の受付が完了した時点。

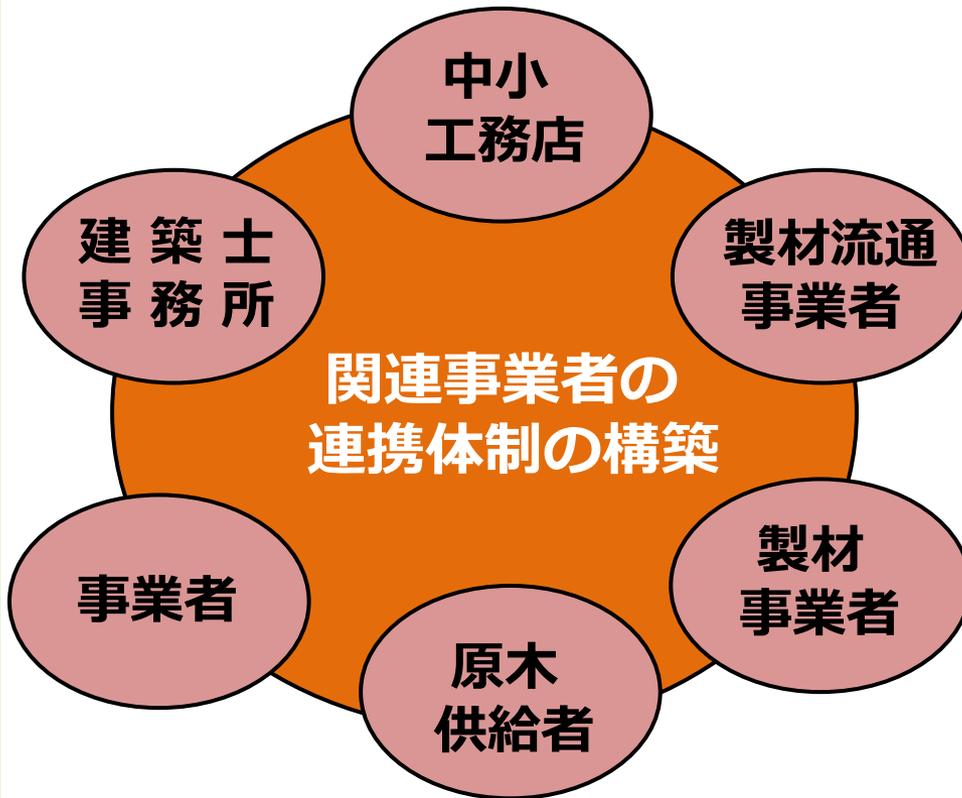
# R2.完了実績報告スケジュール

完了実績報告提出期限	R3.2月5日(金)必着
------------	--------------

- ・交付申請、完了実績報告は期日まで、随時受け取ります。

# 事業の流れ

## グループの構築



## 共通ルールの設定

- ・ 地域型住宅の企画・仕様
- ・ 資材の供給・加工・利用
- ・ 積算・施工方法
- ・ 維持管理方法
- ・ その他、グループの取組

地域型住宅・建築物の整備

# 補助対象

長寿命型

長期優良住宅

高度省エネ型

認定低炭素住宅

性能向上計画認定住宅

ゼロエネルギー住宅型

ゼロ・エネルギー住宅

省エネ改修型

省エネ性能が一定程度  
向上する断熱改修

補助対象(住宅)のイメージ

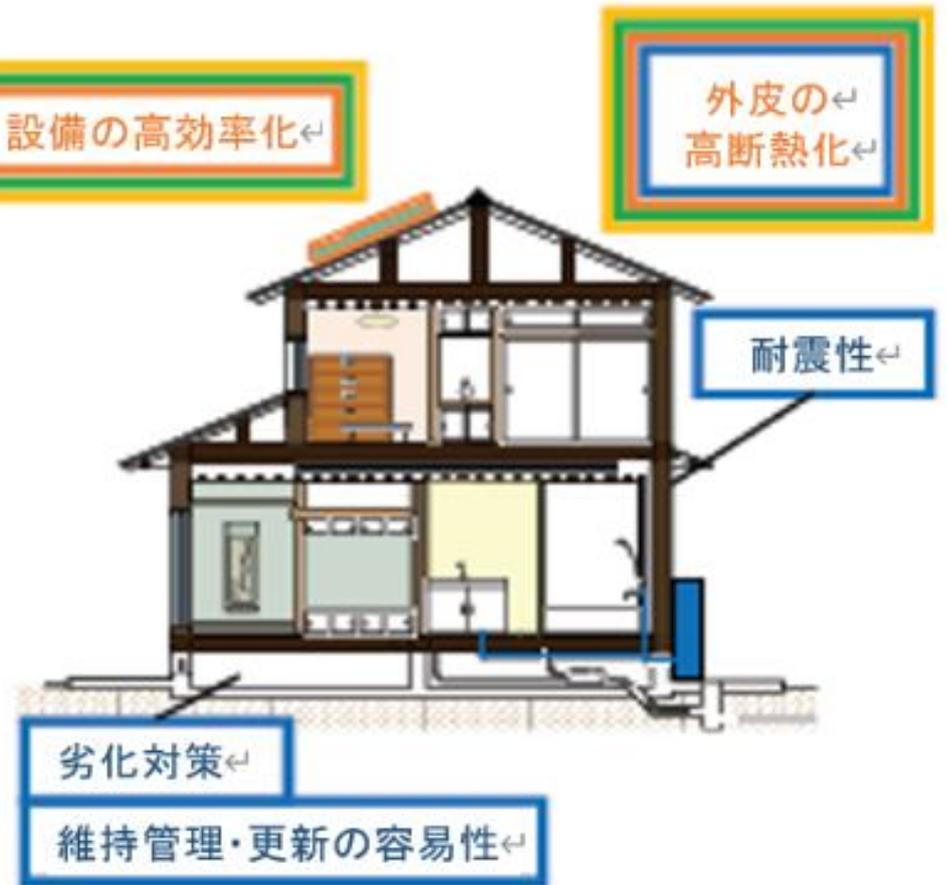
設備の高効率化←

外皮の←  
高断熱化←

耐震性←

劣化対策←

維持管理・更新の容易性←



# 長期優良住宅

## 居住環境

良好な景観の形成その他の地域の居住環境に配慮された住宅

## 省エネルギー性

(省エネルギー対策等級4)

「冬暖かく、夏涼しい」が体験できる快適な住宅

## 維持保全計画

長く快適にお住まいいただくために、痛みの少ない素材で計画的なメンテナンスを行い長持ちする住宅をご提供するための基準

## 住戸面積

(75㎡以上)

良好な居住水準を確保するために必要な規模を有する住宅

## 劣化対策

(劣化対策等級3+α)

将来にわたり構造躯体が使用できる住宅

## 耐震性

(耐震等級2以上)

地震に強く、倒壊しにくい、安心して住まえる住宅

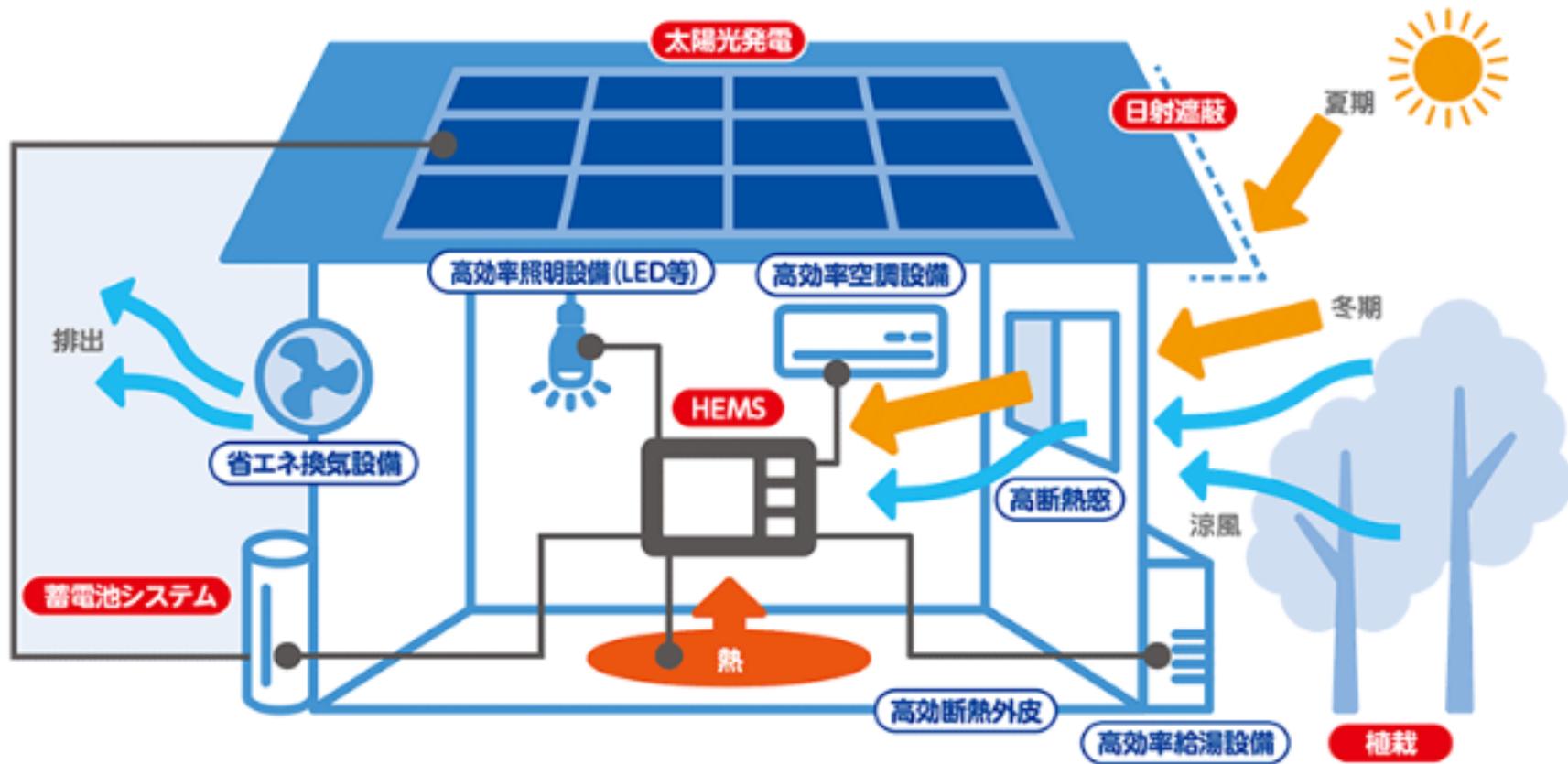
## 維持管理・更新の容易性

(維持管理対策等級3)

耐用年数が短い内装・設備のメンテナンスが容易な住宅



# ゼロ・エネルギー住宅



# 補助対象

## 優良建築物型

認定低炭素建築物など一定の良質な建築物

補助対象(建築物)のイメージ



外皮の高断熱化

1次エネルギー消費量が  
基準と比べ少ない

その他一定の措置 (選択)

- ・ BEMS の導入
- ・ 節水対策
- ・ ヒートアイランド対策 等

# 補助額の上限

## 長寿命型

### 長期優良住宅の活用実績の合計

	補助額の上限
3戸以下	110万円/戸
4戸以上	100万円/戸 ※1

※1 ①補助対象経費 × 1/10以内  
②補助額の上限  
→①②の低い額 \*

\* 下限は50万とし5万単位で設定。  
5万円ごとの端数は切捨て。

# 補助額の上限

## ゼロエネルギー住宅型

ゼロエネルギー住宅の活用実績  
の合計

補助額の上限

3戸以下 140万円/戸

4戸以上 125万円/戸

※2

- ※2
- ①補助対象経費(掛かり増し日)×1/2以内
  - ②新築(請負)は補助対象経費×1/10以内
  - ③補助額の上限
- ①③又は②③の低い額 \*

\* 下限は50万とし5万単位で設定。  
5万円ごとの端数は切捨て。

# 補助額の上限

## 高度省エネ型

認定低炭素住宅・性能向上認定住宅の  
活用実績の合計

補助額の上限

3戸以下 110万円/戸

4戸以上 100万円/戸 ※3

※3 ①補助対象経費×1/10以内  
②補助額の上限  
→①②の低い額 \*

\* 下限は50万とし5万単位で設定。  
5万円ごとの端数は切捨て。

# 《長寿命型・高度省エネ型・ゼロ・エネ住宅型》 事業の要件

## ◆次の全ての要件を満たす木造住宅

1. 主要構造部が木造であること
2. グループの共通ルールに則し、グループ構成員の中小住宅生産者により供給される新築であること  
(ゼロ・エネルギー住宅は改修も対象)

# 《長寿命型・高度省エネ型・ゼロ・エネ住宅型》 事業の要件

## 3. 事業の種類に応じた次の要件をみたすもの

長寿命型

長期優良住宅の認定を受けたもの

ゼロ・エネルギー  
住宅型

- ①一次エネルギー消費量が正味(ネット)で概ねゼロとなる住宅であるもの
- ②ZEHの外皮強化基準値以下の性能を有するもの

高度省エネ型  
(認定低炭素住宅)

低炭素建築物の認定を受けたもの

高度省エネ型  
(性能向上計画認定  
住宅)

性能向上計画の認定を受けたもの

# 《長寿命型・高度省エネ型・ゼロ・エネ住宅型》 事業の要件

4. 対象住宅に係る事業者のうち設計者、施工管理者、大工技能者の何れか1人が、住宅省エネルギー技術講習会の修了者、または本事業で定める令和2年度に実施する講習会等の受講者であること
5. **採択通知の日付(令和2年6月19日)以降に着工すること**  
(改修は改修工事の開始)
6. 主要構造部に用いる木材はグループが定める地域材を使用すること

# 補助額の上限

## 省エネ改修型

省エネ性能が一定程度向上する断熱改修 補助限度額  
50万円/戸

## 優良建築物型

一定の良質な建築物 ※1 補助限度額  
1万円 ※2/m<sup>2</sup>(床面積)

※1 認定低炭素建築物、BELS, CASBEEの  
いずれかの認定や評価等を受けた建築物

※2 掛かり増し費用の1/2以内かつ補助対象経費の  
1/10以内

# 地域材加算

◆主要構造材(柱・梁・桁・土台)の過半に地域材を使用する場合

地域材加算  
(長寿命型・高度省エネ型・  
ゼロ・エネルギー住宅型)

上限20万円/1戸

※ 先着順方式では、**1施工事業者あたり3つの型ごとに1戸まで**加算可能

I 期先着順方式で申請した地域材加算の活用実績は II 期に引き継がれます

# 三世代同居加算

◆キッチン、浴室、トイレまたは玄関のうち、いずれか2つ以上を対象住宅内に複数箇所設置する場合

三世代同居加算  
(長寿命型・高度省エネ型・  
ゼロ・エネルギー住宅型)

上限30万円/1戸

※ 先着順方式では、先着順方式の予算の範囲内で加算可能。  
(予算内であれば**戸数の上限なし**)

完了実績報告時に、建築士により三世代同居対応住宅の要件に適合していることを証明していただきます →結果を提出

# 申請ツール、交付申請スケジュール



# 1期の事前枠付与方式について



実施支援室に書類到着後、不備不足等がないかチェックし、不備等がなければ受付します

最終提出期限：  
令和2年11月30日  
(必着)

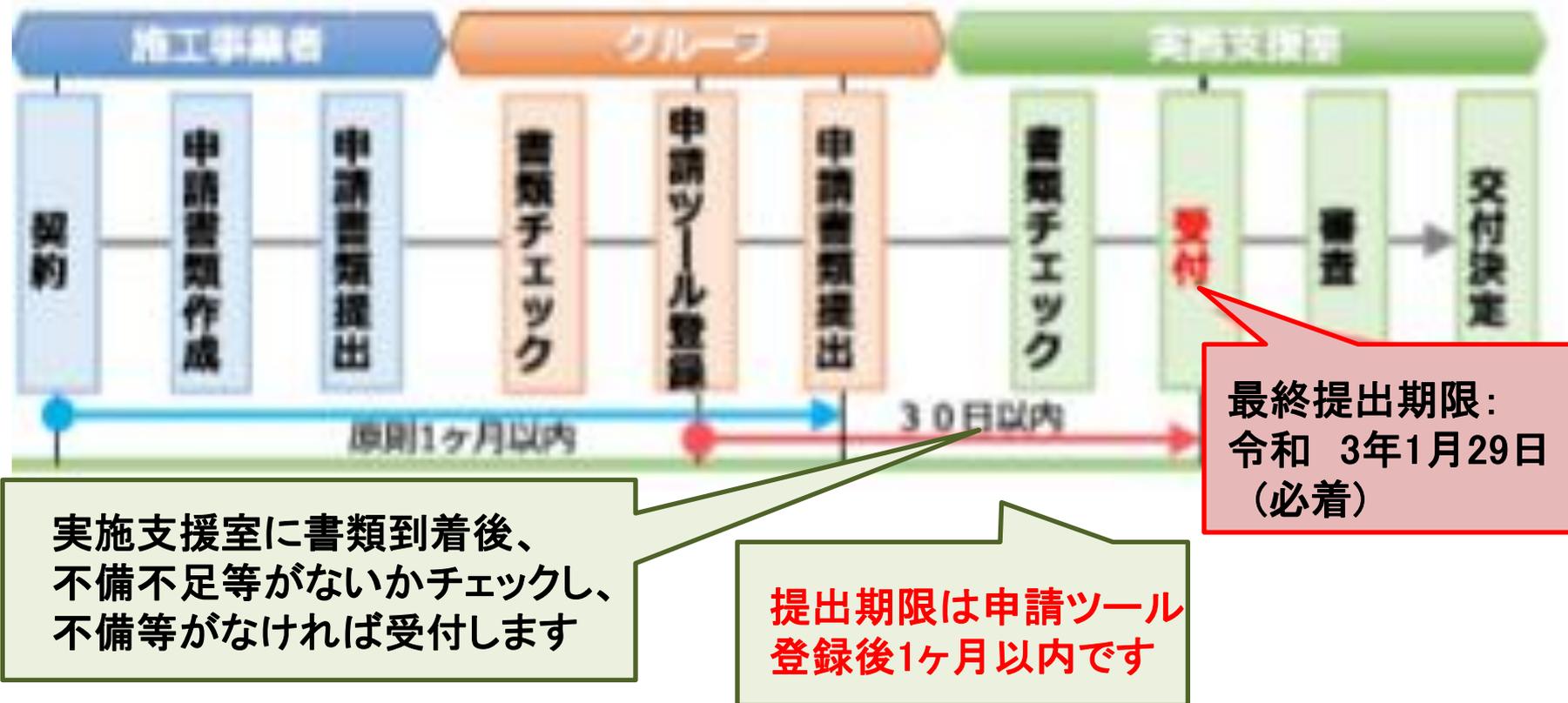
**\* 交付申請提出後、書類不備等により令和2年11月30日までに受付とならない場合は、グループの配分額は失効となります。**

# 1社あたりの補助金の上限

	長寿命型		ゼロ・エネルギー住宅型		高度省エネ型※1	
	3戸以下	4戸以上	3戸以下	4戸以上	3戸以下	4戸以上
補助金活用実績 (H27～R1)						
上限額	550万円 (5戸相当)	500万円 (5戸相当)	420万円 (3戸相当)	375万円 (3戸相当)	330万円 (3戸相当)	300万円 (3戸相当)
三世代同居加算の適用を受ける住宅を建てる場合	770万円 (7戸相当)	700万円 (7戸相当)	560万円 (4戸相当)	500万円 (4戸相当)	440万円 (4戸相当)	400万円 (4戸相当)

※1 認定低炭素住宅・性能向上計画認定住宅の合計

# II期の先着順方式について



**\* 交付申請提出後、書類不備等により1ヶ月以内(最終は令和3年1月29日)に受付とならない場合は、申請ツール登録は自動的に削除されます。**

# II期の先着順方式について

◆実施枠は次の6つの区分に設けます。

- ①長寿命型(未経験枠)      ②長寿命型(制限なし枠)
- ③高度省エネ型(未経験枠)   ④高度省エネ型(制限なし枠)
- ⑤ゼロ・エネルギー住宅型(未経験枠)
- ⑥ゼロ・エネルギー住宅型(制限なし枠)

◆地域材加算、三世代同居加算は①～⑥の実施枠の予算を活用します。

◆地域材加算は1施工事業者あたり、区分ごとに1戸までとします。

I 期中のグループへの配分額のうち未経験枠を、II 期に残置する措置は廃止します。

# 1社あたりの補助金の上限(II期)

◆未経験工務店がI期中に一定以上補助金を活用したグループはII期より施工事業者1社が受けられる補助金額の上限を緩和します。

補助金 活用実績 (H27～ R1)	長寿命型		ゼロ・エネルギー 住宅型		高度省エネ型 ※1	
	3戸 以下	4戸 以上	3戸 以下	4戸 以上	3戸 以下	4戸 以上
上限額	880万円 (8戸相当)	800万円 (8戸相当)	700万円 (5戸相当)	625万円 (5戸相当)	550万円 (5戸相当)	350万円 (5戸相当)
三世代同居加算の適用を受ける住宅を建てる場合	1100万円 (10戸相当)	1000万円 (10戸相当)	840万円 (6戸相当)	750万円 (6戸相当)	660万円 (6戸相当)	600万円 (6戸相当)

※1 認定低炭素住宅・性能向上計画認定住宅の合計

# 着手・着工・事業完了について

着手	令和2年度内	
着工	ゼロ・エネルギー住宅	採択通知日以降
	上記以外	採択通知日以降 かつ認定申請日以降
事業完了	完了実績報告の期限までに事業完了し、 完了実績報告書を提出する * 売買契約による住宅は、売買契約締結後に事業 完了となります。	

# 着手・着工・完了

◆次の「着手」「着工」「事業完了」の全てを満たす必要があります。

- ① 着手・・・令和2年度内に着手すること
  - ・ 請負契約による住宅・建築物は  
令和2年4月1日～交付申請日までに契約の締結したものが対象
  - ・ 売買契約による住宅・建築物は  
採択通知の日付～令和3年3月31日までに着工したものが対象

※事業完了日までに完了実績報告書が提出できるよう  
着工すること

# 着手・着工・完了

- ② 着工・・・採択通知の日付(令和2年6月19日)以降に着工  
(根切り工事や基礎杭打ち工事に着手した時点)

改修工事の開始・・・採択通知の日付(令和2年6月19日)  
以降に解体・撤去の開始

※柱状改良や鋼管による地盤改良の場合は、これらの工事に着手した日を本事業の着工日とします。

※着工の際は、**長期優良住宅や認定低炭素住宅等の認定申請日以降等、対象住宅・建築物に係る関係法令も順守すること。**

# 着手・着工・完了

- ③ 事業完了・・・完了実績報告の期限までに事業完了（工事が完成し、契約に基づく支払いの清算が行われ、引き渡しの全てが整うこと）し、完了報告書を提出すること。
- ・売買契約による住宅は、買主が締結されないと事業完了に至りません。

採択通知の日付時点で着工(改修は改修工事の開始)していないことを確認します。**採択日以降に敷地写真(改修は改修箇所)を撮影し**交付申請時に提出。

更に売買契約の住宅は、**着工直後の敷地写真を撮影し**、完了実績報告時に提出。

写真には、**採択通知の番号を記載した看板を写しこむ**必要があります

# 「三世代同居対応住宅」について

対象住宅に 調理室、浴室、便所又は玄関の内  
いずれか2つ以上を複数箇所設置する

\* 間取り等について補足説明を求め、三世代同居住宅と認められない場合もあります

## 調理室

以下の①～③をいずれも設置していること

①給排水設備と接続されたキッチン用水栓及び  
キッチン用シンク ※洗面器、手洗い器は不可

②コンロ又はIHクッキングヒーター

(ガス栓又はIH専用コンセントを設けた、シンク  
上面と同程度の高さで平らなスペースでも可)

③キッチン用換気設備(IHの場合でも必要)

(建築基準法で定める換気量とし、IHの場合も  
150m<sup>3</sup>/h程度以上の換気量)

# 「三世代同居対応住宅」について

<p>浴室</p>	<p>給排水設備及び給湯器に接続された浴室又はシャワーがあり、防水の設備がされていること (シャワーユニットでも可→ほかの浴室は浴槽を備えたものとし、脱衣室の同一は不可)</p>
<p>便所</p>	<p>給排水設備と接続された大便器があること。小便器のみは不可</p>

# 「三世代同居対応住宅」について

## 玄関

玄関扉と室内土間(土足の着脱スペース及び収納を有し、それぞれの土間の面積が同等)があること

勝手口(調理室、車庫等に直接出入りするためのもの)や外側から施錠できない出入口(窓等)は対象外

- ・玄関ホールがある事。
- ・幅は開き戸は800mm以上、引き違い等は1600mm以上。
- ・扉が複数でも、内部が同一空間や同線が重複する場合は1か所と判断

# 「地域材」について

地域材とは、次の全てを満たす木材・木材製品

- ①都道府県により産地が証明される制度等により認証されたもの
- ②①による認証制度等はグループが適用申請書で定めたものであること
- ③原木供給者から対象住宅に納品する事業者までの全てがグループ構成員により供給されたものであること

◆地域材を証明するグループ構成員は、**認証制度等において必要かつ有効な登録・認定等を受けた事業者**により供給される必要があります。**認証制度等の要求を事前に確認**してください。

◆**地域材の供給に係った構成員、使用量、証明等は完了実績報告時に確認**します。

木材を供給の際は、地域材であること、共通ルールを満たしていることを十分に確認の上取り組んでください。

# 「地域材」について

地域材の産地	認証制度等の名称
香川県	香川県産木材認証制度
愛媛県	愛媛県中予地域材認証制度
徳島県	徳島県木材認証制度
高知県	高知県木材トレーサビリティ制度
国産材 ・ 外材	合法木材証明制度
国産材 ・ 外材	PEFC証明制度
国産材	SGEC証明制度
国産材 ・ 外材	FSC証明制度
国産材	FIPC証明制度
国産材 ・ 外材	グリーンウッド法に基づく証明

# 現地写真の留意事項

撮影時期		長寿命型 高度省エネ型	高度省エネ型	
			ゼロエネ新築	ゼロエネ改修
着工前の更地(新築)		●	●	—
改修前の外観(改修)		—	—	—
着工直後(新築売買)		●	●	—
要件に係わる部分	施工前	—	—	●
	施工中	—	—	●
	施工後	—	●	●
工事完了<外観> (全て)		●	●	●
三世代同居 対応住宅の要件		●	●	●

# 現地写真の留意事項

①カラーで撮影すること

②必ず看板を写しこむこととし、看板には下記の項目を明記すること

- ・建築主名または物件名
- ・撮影日
- ・採択通知番号

**「国住木35」**（枝番の記載は不要です）

（着工前・改修前の現地写真及び着工直後の現地写真に限る）

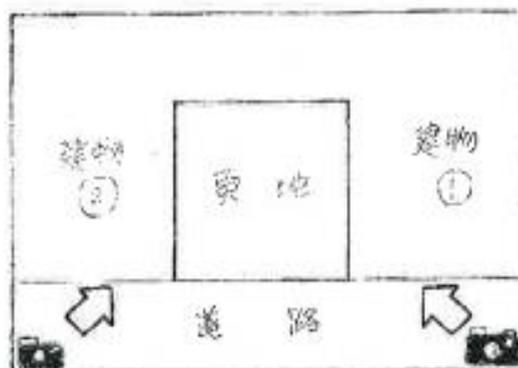
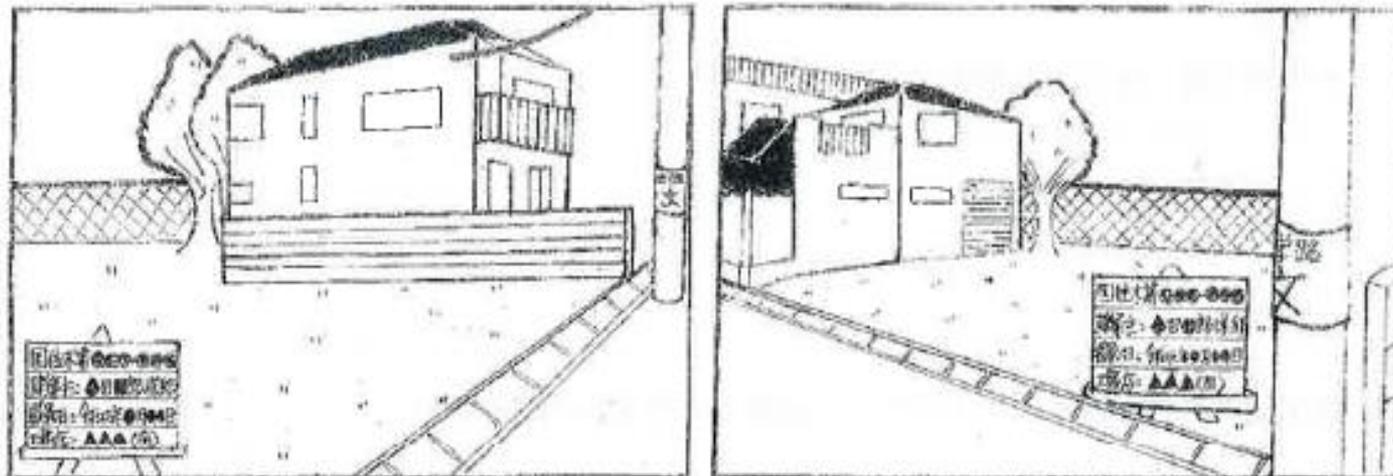
③電子看板は原則不可

# 現地写真の留意事項

- ④ 看板は、記載内容が鮮明に確認できる大きさとし、敷地全景改修箇所が看板で隠れないこと
- ⑤ 日中に撮影すること  
(逆光とならないように注意してください)
- ⑥ 要件が確認できない場合で、再撮影が可能な時は再提出して頂きます。

# 現地写真の留意事項

<良い撮影例>

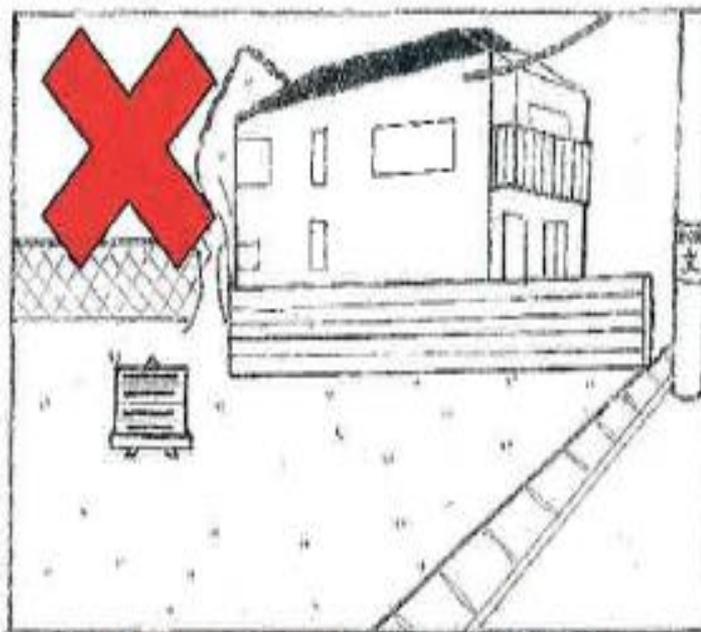


撮影場所

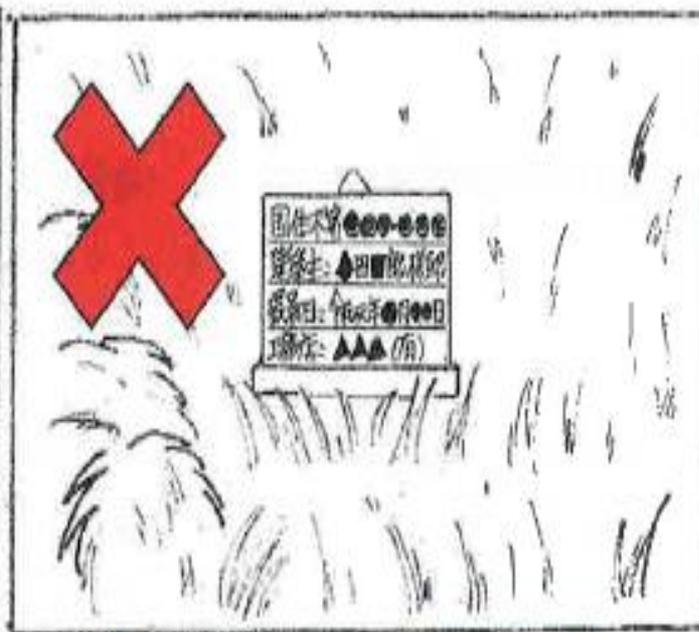
異なる2箇所から、  
異なる方向の周辺の  
建物等を写し込むことが  
できる位置で撮影してく  
ださい。

# 現地写真の留意事項

## <悪い撮影例>



遠くて看板が読めない現地写真は申請書類として受理できません。看板は明瞭に撮影してください。

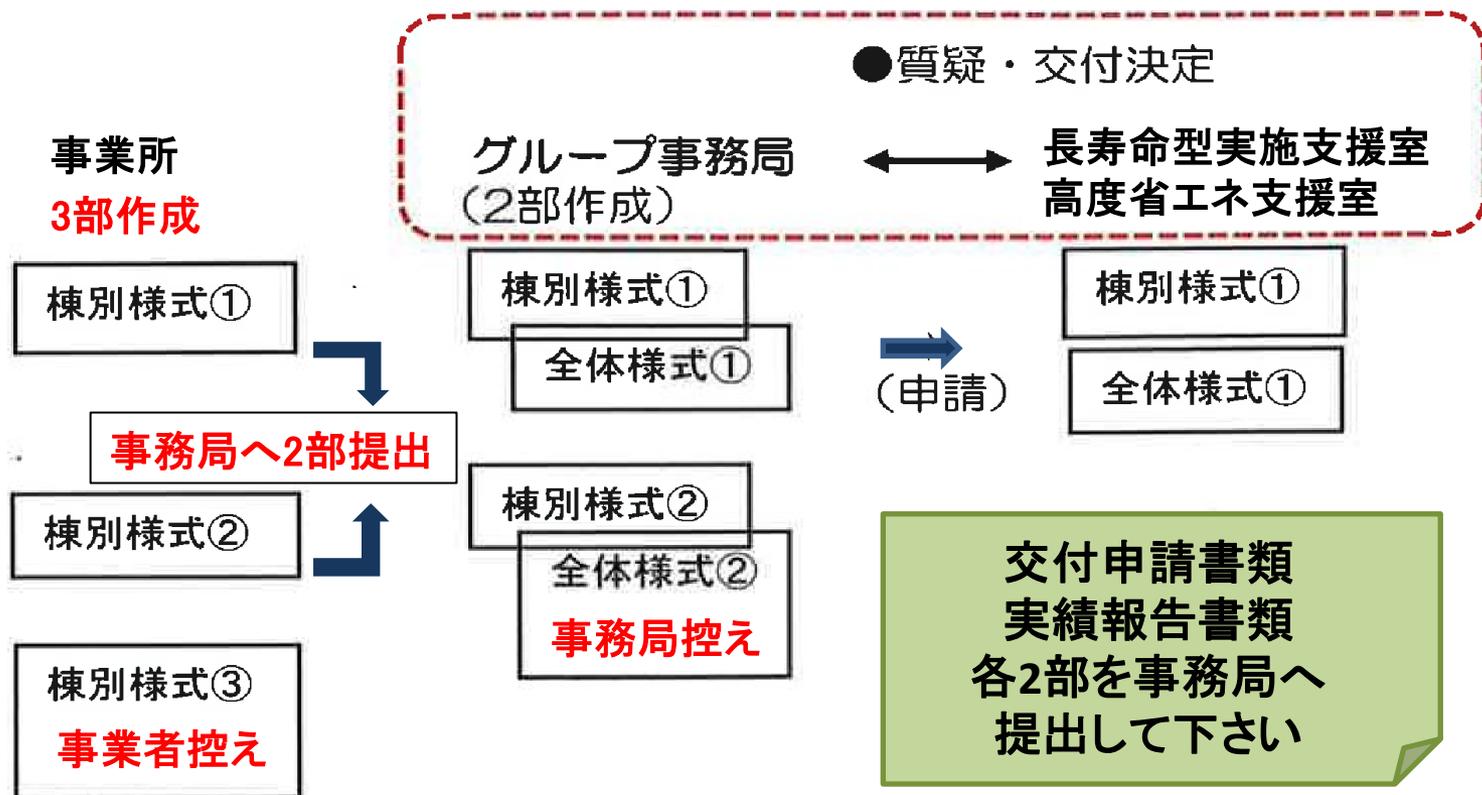


周辺建物を写し込んでいない、敷地全景が確認できない現地写真は申請書類として受理できません。

# 書類の提出について

## 支援室への提出書類

- 長寿命型、高度省エネ型の質疑審査は、事務局担当者と長寿命型実施支援室間、高度省エネ支援室間で行います。



# 交付申請書類提出の留意事項

## 《工事請負契約書①》

- ◆ 提出いただく請負契約書は、**令和2年4月1日から交付申請日までの間に締結**されたものが対象です。

### 〈重要〉

契約額は性能が向上する工事費も含めて、建設に必要な工事費全額で契約してください。

補助金額分を予め契約額から差し引くことは不可です。  
補助金額分、施工事業者が受け取後に充当することは不可です。

→補助金は施工事業者が受領したら、直ちに建築主に全額を現金(振込可)で支払います。

# 交付申請書類提出の留意事項

## 《工事請負契約書②》

- ◆ 建設場所の記載については契約前に必ず地名地番を確認していただき、誤記入がないようにしてください。
- ◆ 契約書が連名の場合は、様式、共同事業実施規約も同様に連名としてください。
- ◆ 共同事業実施規約に建築主の印は、工事請負契約に押印した印鑑と同じものを使用してください。  
どの印鑑を使用したかわからなくならないよう伝えて下さい。

# 交付申請書類提出の留意事項

## 《工事請負契約書③》

- ◆ 交付申請で提出した契約書は、大切に保管して下さい。
- ◆ 審査時や現地検査時などに、必要に応じて交付申請時に提出された契約書の原本を確認いたします。  
原本が確認できない場合は、補助金が交付されないことがありますのでご留意ください。

# 交付申請書類提出の留意事項

## 《工事請負契約書④》

- ◆ 交付申請時に提出した**契約の内容に変更**（工事の追加削減、仕様変更による経費の変更等）が生じる場合は、**新規に契約書を作りなおすことはせず、契約した内容を変更する変更工事請負契約書等を作成し、双方で取り交わし（記名押印、印紙貼り付け）**てください。
- ◆ **交付申請後に契約をやり直したり、同じ住宅で提出し契約書と事なる契約が締結されている**場合は、当該交付申請は無効（交付決定済みの場合は取り消し）とし、補助金はお支払いいたしません。

# 完了実績報告提出の留意事項

- ◆ **領収書の写し及び送金伝票等の両方の写しの提出が必要となります。**
- ◆ **工事費の支払いは、現金手渡しではなく、金融機関等を利用する事が必須となります。**
- ◆ **完了実績報告では、領収書の額の合計と契約書の契約額の合計が一致することを確認します。**
- ◆ **「領収書」と「送金伝票等」の両方が揃わない場合は補助金が支払われないことや減額となる場合があります。**

# 完了実績報告提出の留意事項

## ※領収書の写しとは

領収額、発行者(受注者)、発行先(発注者)、支払日が明記され、収入印紙に貼り付け消印があり、施工事業者が建築主(売買契約による住宅は買主)に交付したものの写し

## ※送金伝票の写しとは

金融機関等の第三者を通じた支払いが確認できる通帳、払込受付書(金融機関の受付印があるもの)、払込明細書、インターネットバンキングの入出金明細照会等の写し

# 地域材の提出書類

《地域材加算を受ける場合のみ添付》

対象住宅で使用した「地域材」は完了実績報告時に確認します。  
地域材を扱う事業者はグループ構成員に限られます。

## ◆完了実績時に提出する書類

### \* 取り扱い事業者登録書の写し

- ・ **地域材を証明した最終の事業者**(合法木材であれば最終出荷者)のみの提出で構いません。
- ・ **木材を扱った時期や証明した時期に有効**であること

### \* 地域材の証明書等の写し

- ・ **施工事業者宛の証明書**です。証明する住宅の情報も明記し、発行者として押印してください。
- ・ 証明者、登録番号、日付、制度で必要とする表示事項等を記載、証明する木材(サイズ、本数、材積)を明確にしてください。

# 地域材の提出書類

## \* 木材の納品書の写し

- ・ **施工事業者宛の証明書**です。証明する住宅の情報も明記し、発行者として押印してください。
- ・ 柱・梁・桁・土台の全数を提出してください。
- ・ 共通ルールを満たしていることが確認できるよう部位ごとに集計してください。
- ・ 納品する木材(サイズ、本数、材積)を明確にしてください。

## \* 木拾表

- ・ 納品書等において使用部位ごとに集計されている場合は木拾表の作成は不要です。
- ・ 木拾表を作成する際は、地域材の証明書等、納品書の木材の内訳(サイズ、本数、材積)を整合させてください。

# 他の補助事業との併用

- ◆国が実施する他の補助事業(国費が含まれ事業を含む)と併用することは原則できません。地方公共団体が実施する補助事業についても、国費が含まれている場合があります。
  
- ◆次の事業とは一切の併用はできません。
  - 《新築》① ZEH支援事業
  - ② ZEH + 実証事業
  - ③ **次世代住宅ポイント制度**
  - ④ 住宅・建築物の建設に関する都道府県からの補助(国庫補助が含まれているもの)のうち補助対象が本事業と重複するもの
  - ⑤ 同一の住宅を本事業の複数の事業の種類に申請すること
  - 《改修》① 長期優良住宅リフォーム事業
  - ② 住宅・建築物の建設に関する都道府県からの補助(国庫補助が含まれているもの)のうち補助対象が本事業と重複するもの
  
- ◆補助金を併用する際は、本事業の補助対象となる経費から、当該補助事業の補助金を除いた額で補助金を算出します。

# 一般社団法人香川県総合建設センターHP

香川県高松市にある中小建築業者のサポーター 香川県総合建設センターです。一人親方・建設国保・労働保険・リフォーム相談

一般社団法人

## 香川県総合建設センター

お問い合わせはこちら

087-862-3691

月～金 9:00～17:00

### 香川県総合建設センター

入会案内

センター概要

会員特典

災害協定

工務店サポート事業

耐震・住宅リフォーム相談窓口

各種講習会

取扱共済制度

トップページ

アクセス

リンク

お問い合わせ

当センターは、  
会員企業様の飛躍のために、  
そして建設業界の発展のために、  
総合的なサポートをおこなっています。

こちらより  
お入り下さい

### INFORMATION

総合建設センター ▲

グリーン化事業 ▲

労働保険事務組合 ▲

建設国保組合 ▲

### グリーン化事業

2020.04.09 **お知らせ** New グリーン化事業グループ募集を開始しました！

2020.04.09 **お知らせ** New 令和元年度 第5回計画変更後一覧をUPしました